

# 岐阜市立七郷小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定  
平成 30 年 4 月改定  
平成 31 年 2 月改定  
令和 元年 7 月改定  
令和 2 年 2 月改定  
令和 2 年 4 月改定  
令和 2 年 6 月改定  
令和 3 年 4 月改定  
令和 4 年 4 月改定  
令和 5 年 4 月改定  
令和 6 年 4 月改定  
令和 7 年 4 月改定

## はじめに

ここに定める「七郷小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）の改正を踏まえた基本方針である。

学校としてこれまで、「いじめについて考える日」「こころのアンケート」「いじめアンケート」「よいことみつけ」「校区の中学校と連携したいじめ防止の取組」等、いじめ防止基本方針に沿って取り組んでいる。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義と理解

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 理解

- ・「いじめ」には多様な形態があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通

報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### (3) いじめの解消

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

### (4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

#### ① 「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

#### ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

#### ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教職員だけであり、子どもたちがすべて知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

#### ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

### (5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

### 【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子どもも全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない
- ② いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。  
→いじめはみんなで必ず止める
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう  
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

- ・ 岐阜市いじめ防止対策推進条例等を踏まえ、全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・ 自らを大切にすること、互いの違いを認め合うこと、自らと同様に周りの人を尊重し思いやることを指導し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・ トラブルを一人で抱え込まないこと、いじめに気が付き誰かに伝えることに重点を置き、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

### (6) 保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するように努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を育む取組)

### (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等)

- ・ 全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった。できた。」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・ 全ての児童が価値ある大切な存在であり、大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己肯定感を味わいながら、よりよい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・ いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。また、常時活動の充実を図る。
- ・ いじめを見逃さない日やいじめ防止強化週間に向けた「よさみつけ」の取組を児童会中心で行い、お互いの良さを認め合い、児童自身でよりよくなろうとする態度を育成する。
- ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付け

- ることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

## **(2) 安心感を生み出す指導**（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り、見届け体制の整備）

- ・学校は「安全」はもちろん、「安心」して生活ができる場であることを全教職員が共通理解し、安心・安全になるための指導をする。
- ・約束やルールは、自分たちの「安心・安全」のためにあることを指導し、児童に対して全教職員が生命の尊厳への理解について同じことを指導し、組織的に対応する。
- ・いじめ未然防止等に関わる児童主体の取組や活動、いじめを見逃さない日の取組等を行う。
- ・児童同士で安心・安全を呼び掛けられるように望ましい人間関係を築く取組を行い、通信や短活でその行動を認め、価値付け、さらにお互いの良さを認め合える指導を継続的に行う。児童による「よいことみつけ」や教師の「ほめほめシャワー」等を継続して行う。
- ・児童の心の声に耳を傾ける「こころのアンケート」「ここタン」等を行い、複数の教職員で児童の実態をとらえ、組織的に対応する。
- ・いじめ未然防止に係るいじめ対応フロー等を校内掲示し、学校が組織的に対応することを児童に知らせる。

## **(3) 生命や人権を大切にする指導**（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心（自殺予防を含む）、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・教職員の人権感覚を高める校内研修等を行う。
- ・いじめ0宣言やいじめ防止週間等、いじめ未然防止に関わる児童主体の取組を行う。

## **(4) 全ての教育活動を通じた指導**（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - 自己有用感や自己肯定感を育む。
  - 共感的な人間関係を育成する。
  - 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。
- そのために、小集団学習活動の充実、日常生活の中で児童の活躍の場の設定（役割（係・当番）活動、清掃活動等）、異年齢集団による活動（にじの輪活動）の充実、児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け等を行う。
- ・いじめを見逃さない日の取組やいじめ防止強化週間の取組を児童主体で取り組む。

### **(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、児童を対象とした外部講師による研修を行い、教職員及び保護者の間で、七郷青少年育成市民会議主催によるミニ集会や学級懇談会等を通して共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発やデジタル・シティズンシップ教育等についての指導を一層充実する。

## **3 いじめの早期発見・早期対応**

### **(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成**

- ・傍観者にならないためにSOSの出し方の授業、ここタンの活用、いじめ発生時対応演習、仲間の変容に気づき知らせる指導等を行う。

### **(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実**

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、児童の行動観察からの情報共有、回答しやすい環境整備(情報提供アンケート、自宅での記入、スマート連絡帳等での周知等)、複数教職員での確認等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

### **(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底(初動が肝!)**

- ・年間4回のいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「学校いじめ防止等対策推進会議」(「4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置」参照)で、学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・いじめ対策専門監、学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、迅速かつ組織的に対応する協力体制を整える。(フロー図 別紙参照)
- ・スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応(役割分担と具体的な手立て)をする。

### **(4) 教育相談の充実**

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にしながら、全児童に対してあらゆる機会を捉えた教育相談を進める。また、教職員は常に児童の日常生活に気を配り、全児童を対象とする課題予防的教育相談(課題未然防止教育)や心配な児童に働きかける課題予防的教育相談(課題早期発見対応)にも心がける。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・困難課題対応的教育相談では、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、いじめ対策専門監、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力する。保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

## **(5) 教職員の研修の充実**

- ・年度当初の職員会では学校いじめ基本方針の理解に努め、夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じてロールプレイングや組織的対応を図る職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、計画的に校内研修を実施する。
- ・研修を通して、組織対応の徹底を図り、学校組織で情報共有と判断ができるようにする。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学んだり、心理福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用したりするなど、教職員のカウンセリング能力等の向上のための事例研修を推進する。

## **(6) 保護者・地域との連携**

- ・保護者、地域住民に積極的な情報の提供を依頼し、いじめの疑い段階で確実に連絡を取る。管理職による情報提供の履行の見届けを行う。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないように、被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届けを行うことで、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

## **(7) 関係機関等との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）**

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、子どもサポート総合センター、エールぎふ、民生児童委員、学校運営協議会委員、病院等とのネットワークを大切にしながら、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・教育委員会へは直ちに報告する。
- ・SNS上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・関係機関との情報共有や指導の際の連携を図り、保護者には各種相談窓口の紹介をする。

## 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条の組織は「学校いじめ防止等対策推進会議」とし、以下の委員により構成される。同推進会議は条例第18条に掲げる事務を行う。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、いじめ対策専門監、(主任いじめ対策監)、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、主任児童委員等

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画 「七郷小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>・いじめ防止等対策推進会議メンバーによるいじめ基本方針の確認</li> <li>・いじめ防止基本方針を全教職員で確認する (いじめの定義、解決の定義確認)</li> <li>・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明</li> <li>・事例研で引き継ぎ事項の確認</li> </ul> <p>※いじめ防止等対策推進会議は4月当初から適時開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめについて考える日」①</li> <li>・教師による「よいことみつけ」(児童への視点の提示)</li> <li>・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用の啓発</li> </ul>	<p>「方針」の確認</p> <p>前年度のいじめの「いじめ解消の有無」の確認と引き継ぎ</p> <p>事例研</p>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との懇談からの情報収集</li> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・「学校運営協議会」の実施</li> </ul>	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区の中学校と連携したいじめ防止の取組を実施</li> <li>・学校運営協議会（今年度の取組結果と次年度年間計画の報告）</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめについて考える日」⑪</li> <li>・自校反省をもとに次年度の取組計画</li> <li>・取組の見直し等を学校だよりまたはWebページで公表</li> </ul>	第3回県いじめ調査 問題行動調査（文科） 今年度のいじめの 「いじめ解消の有 無」の確認と引継ぎ

※重大事態発生時には、その調査のため「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部専門家も含む）を実施する場合があります。

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応(法第23条に基づいて明示)

#### 【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」の方針を確認し、校長の指導のもと、いじめ対策チームを作り、指導方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策専門監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。指導の経緯、内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、学校いじめ防止等対策推進会議の方針に従い保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様にいじめた側の児童に対しても、学校いじめ防止等対策推進会議の方針に従い保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

〔大まかな対応順序は、別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照〕

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応(法第28条・条例第20条に基づいて明示)

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（法第28条第1項）、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第2項）については、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者、いじめた側の児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ① いじめの未然防止の取組に関すること
  - ② いじめの早期発見の取組に関すること
  - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報等の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
  - ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料とアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とする。
  - (「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和7年4月1日改訂参照)
- 指導記録について
  - ・「事案」ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯・児童の意識・保護者の反応の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等)
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ
  - ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編制や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。